

タイにおける商号保護

Satyapon & Partners Ltd.

Satyapon Sachdecha



Satyapon 事務所は 1995 年に設立したバンコクにある知的財産権法律事務所です。弁護士数は 15 名です。出願も取り扱うが特に商標の訴訟を多く取り扱う。Satyapon Sachdecha 氏は Satyapon 事務所創設者で、タイ国知財協会の会長等要職を兼ねる弁護士・弁理士でもあります。

商号は民商法典および刑法典の双方に基づいて保護されるため、商号所有者は、侵害者を相手取り民事訴訟および刑事訴訟のいずれも提起することができます。

■タイ民商法典に基づく商号保護

タイ民商法典第 67 条は、「第 66 条の適用下において、法人は、その性質により、自然人だけが享受できる権利・義務を除き、自然人と同じ権利を享受し自然人と同じ義務を有する」と規定している。

法人名または商号の保護に関する特別な規定はないため、自然人に関する規定を考慮に入れる必要がある。

自然人の指名の使用権利については、タイ民商法典第 18 条により保護されており、以下の通り規定されている。

「人の氏名の使用権利について、他の者がその使用に反対するとき、あるいはその氏名の所有者である者が使用権の移譲を受けずに他人が同一の指名を使用することにより利益を損なうとき、氏名の所有者は当該使用者に被害の抑制を請求することができ、以後被害が継続すると懸念するのであれば裁判所に使用禁止を命令するよう訴えることができる。」

それ故、商号の使用権に関して紛争が生じた場合、法人（会社）は、民商法典第 18 条と第 67 条に基づき、被害または損害の防止に加え、差止命令を要求できる。

ただし、第 18 条の被害または損害の防止は、同一の名称の使用についてのみ適用され、混同を生じるおそれのある類似の名称には適用されない。

商号所有者の権利を損なうような他者による商号の使用は、民商法典第 420 条または第 421 条に基づき不法行為とみなされる。

商号が侵害された場合、侵害者による侵害商号の使用を禁じるための権利行使として、民事訴訟をタイ中央知的財産・国際貿易裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC）に提起することができる。ただし、商号所有者は、以下のことを立証しなければならない。

- (1) 侵害者が悪意で当該商号を使用したこと
- (2) 活動分野が共通している、または取引の内容が類似していること
- (3) 侵害者の使用の結果として、権利所有者が被害を受けたこと

商号に関する最重要判例は、最高裁判所判決第 2350/2531（1988）号である。この事件では、被告は、原告である Hilton International の許可を受けずに、ホテルサービスに関して商号“Bangkok Hilton Hotel”を使用した。“Hilton”という名称は原告が世界中で使用してきた結果、周知となっているため、原告と同じサービスに関して被告が名称“Hilton”を使用することにより、公衆に誤認を生じる可能性がある。このような行為は、被告による悪意のある行為であり、原告に被害を及ぼすとして、被告は当該商号の使用を禁じられた。

一般に、訴訟を提起する前段階として、商号所有者は、侵害者に警告状を送るかどうか、検討すべきである。

■タイ刑法典に基づく商号保護

刑法典第 272 条(1)は、次のように定めている。

「他者の取引に使用されている名称、図案、標章もしくは言葉を使用する、またはこれを商品、パッケージ、包装、価格表、業務用書簡などに表示させることにより、自己の商品／取引と他者のものとを公衆に誤認させるあらゆる者は、1 年以下の拘禁もしくは 2,000 バーツ以下の罰金、または双方を科せられる」

上記条項に基づき、他者の商号を使用して公衆を誤認させる者は、刑事罰に処せられる。

商号が侵害された場合、警察に告訴するかまたは CIPITC に刑事訴訟を提起することができる。なお、商号所有者は、侵害者が公衆の誤認を引き起こす意図をもって当該商号を使用したことを立証しなければならないため、その立証に必要な証拠の収集が刑事手続の鍵となる。

■ 社名としての商号の登録

商号または法人名は、商務省事業開発局（Department of Business Development, Ministry of Commerce:DBD）に登録しなければならない。

当局の現在の運用では、混同を生じるおそれのある類似の商号の登録が登録可能であるという問題がある。法人名の登録は電子的に行われるが、この登録システムでは、同一の名称では登録できないがものの、類似の名称は受け付ける。正式な会社名はタイ語で登録されるが、名称は様々な方法で表記ができるため、別の会社と同じ発音の名称、表記がわずかに異なる名称、または「Thailand」などの他の要素が追加された名称で登録できてしまう。また、会社名の登録に第三者が異議を申し立てることはできない。

そのため、タイにおいて直接事業を行っていないまたは事業の予定のない商標権者が、第三者が同一または極めて類似の名称の使用を阻止するためにその名称を商号として登録することは、タイではあまり一般的でなく、商標登録することが行われている。

■ 商標／サービスマークとしての商号の登録

タイ商標法 B.E. 2534 (1991) 第4条に基づき、商号も標章とみなすことができる。ただし、商標法第7条(1)から、「ABC Co., Ltd.」または「ABC Kabushiki Kaisha」という一般的な形式の正式会社名では商標登録の視点からは識別性を欠くため、正式会社名を登録したい場合は、図案化する、または特殊な方法で表示する必要がある。

例えば、下記の例1は、図案化されていない会社名にあたるという理由で、拒絶された。しかし、例2は、図案化されているという理由で、登録を許可された。



例1



例2

故に、商号または会社名を商標として登録するには、下記のいずれかが必要となる。

(1) 正式会社名を商標登録する場合には、上記の Yoshitake Inc. の例のように、標章を図案化する。

(2) “CONNELL BROS COMPANY LTD”ではなく、“CONNELL BROS”など会社名の一部を使用して識別性を持たせる。

■ 留意事項

商標登録は、より強力な保護を与えてくれる。それ故、商号保護だけに依存するのではなく、商号の本質的部分を商標またはサービスマークとして登録することが望ましい。

■ 参考資料

- ・タイ民商法典 18,66,67,420,421 条
- ・タイ刑法典 272 条(1)
- ・タイ商標法 4 条, 7 条(1)
- ・タイ最高裁判所判決 第 2350/2531(1988)号

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)